

令和8から10年度

町立辰野病院照明LED化改修工事公募型プロポーザル 実施要領

令和8年9月

町立辰野病院

この要領は、「令和 8 から 10 年度 町立辰野病院照明 LED 化改修工事公募型プロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

1 実施の目的

町立辰野病院（以下、「当院」という。）は、平成 24 年 10 月に新築移転し、建築から約 14 年が経過している。

この間、地域医療を支える重要な拠点として運営してきたが、近年は地球温暖化対策の推進、エネルギー価格の上昇、施設の維持管理費の抑制などへの対応が求められている。

このため、本事業は、当院における既存照明設備を LED 照明へ改修することにより、省エネルギー化を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、電気料金及び維持管理費の縮減を通じて、環境負荷の低減及び財政負担の軽減に資することを目的とする。

また、本事業の実施に当たっては、継続的な医療提供に支障が生じないように配慮しながら、民間事業者の技術力やノウハウを活用し、効率的かつ円滑に事業を進めるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、設計施工一括発注方式により実施するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 から 10 年度 町立辰野病院照明 LED 化改修工事

(2) 業務内容

別添「令和 8 から 10 年度 町立辰野病院照明 LED 化改修工事仕様書」のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 23 日まで

(4) 施工場所

町立辰野病院

1755 箇所（病院全館のうち、既に LED 化済みの箇所を除く）予定

1 F : 893 箇所 2 F : 461 箇所 3 F : 392 箇所 R F : 9 箇所

(5) 提案限度額

150,000,000 円（工事費、設計費、監理費等を含む。）とする。

なお、提案額には消費税及び地方消費税を含むものとし、当該提案限度額を超える提案は無効とする。

(6) 年度別支払限度額

本事業に係る各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和 8 年度 契約額の 4 割以内

令和 9 年度 契約額の 2 割以内

令和 10 年度 契約額の 4 割以内（部分払い残額）

※各年度の支払いは、契約書に定める条件及び履行状況に応じて行うものとする。

なお、令和9年度の支払い限度額について、令和8年度での支払金額が限度額である契約額の4割に満たない場合には令和8年度及び令和9年度合計の6割を限度額とする。

請求額の具体的な金額は、契約後に調整すること。

3 参加資格要件

参加者の資格要件については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 長野県及び辰野町から入札参加停止措置を受けていないこと。

ウ 辰野町（長野県）の入札参加申請業者で資格者名簿に登載された者であること。

エ 国税及び辰野町税等の未納額がない者（法人の場合は、その役員を含む）であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

カ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

キ 上伊那地域又は諏訪地域内に現に開設されている100床以上の自治体病院（自治体医療センター）の新築建設時（大規模増改築を含む）における電気工事について、元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を1件以上有すること。

※大規模増改築を含むとは、電気工事単体での請負金額（一括発注の場合は按分額）が当業務の提案限度額以上の金額のもの。

ク 経営事項審査結果（審査基準日が申込日から1年7ヵ月以内で最新のもの）の電気工事の総合評価値が500点以上であること。

ケ 電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を建設業法その他関係法令に基づき適正に配置できること。

4 スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和8年9月18日（金） ホームページ掲載
2	質問受付	令和8年9月18日（金） から10月20日（火） 17時までに電子メールにて
3	現地確認 （説明会は実施しない）	令和8年10月1日（木） から10月16日（金） ※必要に応じて日程調整を行うため、希望する 場合は5日前までに希望する旨を電子メールに て
4	質問回答	令和8年10月27日（火） まで都度ホームページ 掲載
5	プロポーザル参加申込期間	令和8年11月2日（月） 17時まで（必着）
6	プロポーザル参加申込結果 通知	令和8年11月5日（木） 予定
7	企画提案書等の提出	令和8年11月16日（月） 17時まで（必着）
8	企画提案書に関する質問 （当院からの質問）	令和8年11月16日（月） 以降
9	審査委員会（書類審査、ヒア リング審査）	令和8年11月下旬予定 ※ヒアリングについては、企画提案書等の審査 に当たり、必要に応じて個別に実施する。
10	選定結果の通知	令和8年11月下旬予定
11	契約締結	令和8年12月上旬予定

5 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「16 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送の場合は記録郵便可）すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（任意様式）を提出すること。参加申込後に辞退した場合でも、これを理由とした不利益な扱いを受けることはない。

- (1) プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- (3) 施工実績調書（様式第 2 号）
※ 3 参加資格要件 キによる完了届等の写しを添付し、3 件を上限とする
- (4) 建設業許可書の写し
- (5) 経営事項審査結果の写し（審査基準日が申込日から 1 年 7 ヶ月以内で最新のものの）
- (6) 電気工事に係る主任技術者又は監理技術者の資格証の写し
- (7) 前号（6）の技術者を雇用していることを証する写し
- (8) 配置予定技術者の経歴調書
- (9) 国税及び辰野町税等の未納額がない者（法人の場合は、その役員を含む）であることがわかる書類（完納証明等）の写し

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、質問書（様式第 3 号）に質問事項を簡潔にまとめ記載し、「16 問い合わせ・書類提出先」に電子メールにより提出すること。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、電子メールにて受け付けた質問についてホームページへ回答を掲載する。

質問に対する回答をもって本実施要領等の補完、追加、修正とする。本実施要領等へも追加・修正を朱書きにより加筆修正する。

7 現地確認

全体での説明会は実施せず、有参加資格者による個別の現地確認期間を令和 8 年 10 月 1 日（木）から 10 月 16 日（金）の平日午前 9 時から午後 4 時の間とし、1 業者 2 回を上限に確認できる。希望日の 5 日前（休日除く）に「16 問い合わせ・書類提出先」に電子メールにて送信すること。ただし、希望日に対応できない場合があるため、メール到着後に日程調整を行う。

なお、特に診療時間内は来院者の状況や検査・手術等の状況により現地確認ができない場合がある。

8 プロポーザル参加申込結果通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、11 月 6 日（金）の 17 時までに「16 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、要件を満たさないため、提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対し、非該当理由を書面により通知する。

非該当者は、通知をした日の翌日から起算して3日以内に、書面（任意様式）により当院（町）に対して非該当理由について説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期日までに「16 問い合わせ・書類提出先」へ10部を提出（郵送の場合は記録郵便可）する。ただし、町の休日を除き、9時から17時までとする。

- ① 企画提案書（様式自由）
- ② 見積書
- ③ 概略設計書（図面）
- ④ その他提案内容に係る提出書類（実施工程表、施工計画書、使用機器提案書等）は、別添「令和8から10年度 町立辰野病院照明LED化改修工事仕様書」による。

(2) その他、注意事項

- ① 企画提案書の頁数に上限は設けないが、できる限り少ない枚数で作成し、見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ② また、施工体制等の状況についても、客観的に判断できるよう記載とすること。
- ③ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別添「令和8から10年度 町立辰野病院照明LED化改修工事仕様書」及び11審査基準の項目を網羅した提案を行うこと。

11 審査基準及び審査会

審査基準については次のとおりとする。

審査項目	審査内容	点数
①同種・同規模・類似業務の実績	同規模以上の医療施設において十分な実績があるか。 施工実績調書（様式第2号）による実績件数（1件につき5点 最大15点）	15
②提案内容	提案の具体性、実現可能性、妥当性はあるか	10
③施工体制	病院施設に対して配慮のある施工管理がなされているか。 患者や当院職員への負担を最小限とする施工方法がとられ、安全・衛生対策が講じられているか。 入室に制限がある場所について施工時間帯などの工夫や緊急患者に対する配慮はあるか。 適正な技術者が配置されているか。	30

	廃棄物は適切に処理されることとなっているか。 町内の事業者を活用する計画となっているか。	
④設計	当院の状況を把握できており、設計方法等が具体的に示されているか。	10
⑤器具の選定・調達	LED 照明機器の選定は国の指針や各ガイドラインを満たしているか。 不快感（グレア、フリッカー等）を与えない機器や医療機器に影響のないものであるか。 保証・保守等についての提案があるか。 また、照明機器の保管についてどのように扱うか。	10
⑥費用対効果	選定した LED 機器の導入により、どの程度の費用や CO2 削減効果が見込めるか。	5
⑦その他提案	その他独自提案	5
⑧工事価格	価格評価は次の式により算定する。 価格評価点＝配点×全体の最低見積価格÷提案者見積価格 ※小数点以下は第一位を四捨五入とする。	15
評価点合計		100

特段の算定方法がないものは、「極めて良好」「良好」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階で評価を行う。

審査会については、審査基準に基づき、書類審査により行う。企画提案書等の審査に当たり、必要に応じて個別にヒアリングを実施する。

個別ヒアリングによる聴取を実施してなお判断できない場合は該当項目を0点として扱う。

各審査員の合計評価点の平均点で最高得点を挙げた事業者を契約候補者とする。

この際の平均点は、各審査員の合計評価点のうち、各提案者の最高点と最低点を除いた平均点とし、60点に満たない提案は選定の対象としない。

12 審査結果の通知

企画提案を提出した者のうち企画提案が選定され、契約候補者となった者に対してその旨を書面にて通知する。併せて、速やかに辰野町ホームページ上にて結果を公表する。

選定されなかった者に対してもその旨を書面にて通知する。

それぞれ、審査項目毎の評価点の開示を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき。
- (2) 提案限度額を超過した提案を行ったとき。

- (3) 「3 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院（町）が認めたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があったとき。

14 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等の一切の書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本企画提案に係る業務に限り、複写する場合がある。
- (3) 提出された書類は、本調達の選考及び契約に係る手続きの他では、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、公文書として取り扱う。
- (5) 企画提案書等に機密扱いとする情報が含まれる場合は、当該記載箇所にその旨を明記すること。

15 その他

- ① 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- ② 提案者は、1つの提案のみ行うことができる。
- ③ 仕様書における業務内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせや、事業内容の検討により変更する可能性がある。契約後の変更は、その都度協議することとする。
- ④ 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる意匠、デザイン、施工方法、工事材料等を使用した結果、生じた責任は参加者が負うものとする。
- ⑤ 当院（町）が提供する資料は、本業務にかかる目的以外に使用してはならない。
- ⑥ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは停止、中止または取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を当院（町）に請求することはできない。
- ⑦ 本企画提案の審査結果に対する異議は、一切認めない。

16 問い合わせ・書類提出先

町立辰野病院 庶務係（〒399-0496 長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1445-5）

TEL 0266-41-0238 FAX0266-41-5320

E-mail hosp-syomu@tatsunohp-nagano.jp